

## 長期使用構造等確認料金

&lt;税率10%&gt;

## ○長期使用構造等確認料金

## 1. 新築及び増築・改築の申請に係る長期使用構造等確認料金

長期使用構造等確認料金は、一戸建て住宅(併用住宅を含む)及び共同住宅等の住宅の種別ごとに、新築の場合は別表G(増築・改築の場合は別表H)によります。

## 2. 変更申請に係る料金

ア 変更長期使用構造等確認のうち、変更の内容が、構造の安定又は温熱環境に係る部分を計算の対象とする場合の料金は、別表G(増築・改築の場合は別表H)に掲げる料金の2分の1の額となります。

イ 変更長期使用構造等確認のうち、変更の内容が、アに規定する場合以外の料金は、戸建住宅(併用住宅を含む。)にあっては1住戸当り5,500円(税込)、共同住宅等にあってはアに規定する料金の1/4の額となります。

ウ 軽微変更該当証明の申請料金は、戸建住宅(併用住宅を含む。)にあっては1住戸当り3,300円(税込)、共同住宅等にあってはアに規定する料金の1/10の額となります。

エ 内容の審査を伴わない、長期使用構造等確認書の記載事項を変更する場合の料金は、戸建住宅(併用住宅を含む。)にあっては1住戸当り、共同住宅等にあっては1棟当り2,200円(税込)となります。

オ センター以外の者が行った長期使用構造等確認(変更長期使用構造等確認を含む)に係る案件で、アからエの変更をセンターに申請する場合の料金は、新たに長期使用構造等確認申請を受けたものとして、別表G、(増築・改築の場合は別表H)に掲げる額を適用します。

## 新築

## 別表G 長期使用構造等確認料金

記載の料金は、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合の額となります。

税込金額(税抜金額)／単位:円

住宅の種別	住宅の形式	申請戸数	長期使用構造等確認を申請する場合の額
戸建住宅	標準	—	41,800 (38,000)
	型式等	—	30,800 (28,000)
共同住宅等	標準	～5	44,000 + M × 12,100 (40,000 + M × 11,000)
		6～10	55,000 + M × 11,000 (50,000 + M × 10,000)
		11～25	69,300 + M × 8,800 (63,000 + M × 8,000)
		26～50	71,500 + M × 8,800 (65,000 + M × 8,000)
		51～100	154,000 + M × 7,700 (140,000 + M × 7,000)
		101～	別途見積
	型式等	～25	44,000 + M × 7,700 (40,000 + M × 7,000)
		26～	別途見積

- ・ 標準 型式等以外の住宅
- ・ 型式等 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅。
- ・ M: 対象住戸数。
- ・ 併用住宅(他住戸等として扱わない併用部分がある住宅)は、戸建住宅の料金を適用します。
- ・ 長期使用構造等確認申請において、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を他機関に行うときは、上表の金額に1.1を乗じた額とします。
- ・ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合、別途料金を加算します。

## 長期使用構造等確認料金

&lt;税率10%&gt;

## 増築・改築

## 別表H 長期使用構造等確認料金

記載の料金は、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合の額となります。

税込金額(税抜金額)／単位:円

住宅の種別	長期使用構造等確認		
戸建住宅	耐震性が確認されたものである場合※	63,800 (58,000)	
	リフォーム計画が耐震性に影響のないものであり、性能評価書等有る場合	52,800 (48,000)	
共同住宅等	一棟当たりの戸数	～5	$66,000 + M \times 13,200$ (60,000 + M × 12,000)
		6～10	$82,500 + M \times 12,100$ (75,000 + M × 11,000)
		11～25	$95,700 + M \times 9,900$ (87,000 + M × 9,000)
		26～50	$110,000 + M \times 9,900$ (100,000 + M × 9,000)
		51～100	$231,000 + M \times 8,800$ (210,000 + M × 8,000)
		101～	別途見積

- ・ M：対象住戸数。
  - ・ 併用住宅（他住戸等として扱わない併用部分がある住宅）は、戸建住宅の料金を適用します。
  - ・ 長期使用構造等確認申請において、申請建築物の建築基準法第6条の2第1項の確認申請を他機関に行うときは、上表の金額に1.1を乗じた額とします。
  - ・ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合、別途料金を加算します。
- ※ 耐震性の確認が、H27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」により算出された指標）による場合とし、それ以外（時刻歴応答解析による方法を含む）の場合は別途見積りとなります。

## ○確認書の再発行

長期使用構造等である旨の確認書を再発行する場合の料金は、1通につき2,200円（税込）となります。